

2023 年以前に NISA 制度を利用されていたお客さまへ



新しい NISA 制度について

2023 年度税制改正において、NISA 制度の抜本的拡充・恒久化が行われ、2024 年 1 月から新しい NISA 制度になりました。新しい NISA 制度では、非課税投資の上限額等が拡大するとともに、非課税保有期間も無期限となり、ライフプランに応じた様々な資産形成が可能です。

一方、新しい NISA 制度への移行について、ご留意いただきたい事項がいくつかあります。ぜひ、この資料を参考に、それら事項をご確認いただきますようお願いいたします。

ポイント①	ポイント②	ポイント③	ポイント④
年間投資枠が大幅に拡大	非課税保有期間が無期限化	つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能	解約すると翌年その分非課税保有限度額が空き、再利用可能！

1. 2024 年以降の新しい NISA 制度の概要

	つみたて投資枠	併用 OK!	成長投資枠
制度実施期間	期間の定めがなく恒久的に利用可能		
非課税保有期間	無期限		
年間投資枠	120 万円		240 万円
非課税保有限度額	1,800 万円（うち、成長投資枠での保有は 1,200 万円が上限）		
対象商品	長期・積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等（つみたて NISA と同じ商品）		一定の上場株式、公募株式投資信託等※
購入方法	積立方式		一括投資・積立方式
口座開設対象者	その年の 1 月 1 日において 18 歳以上の居住者等		

※ 高レバレッジ型、信託期間が 20 年未満および毎月分配型の公募株式投資信託等を除く

<年間投資枠のほか、非課税保有限度額が創設>

- ◆ 新しい NISA では、年間投資枠とは別に非課税保有限度額（NISA 口座で保有できる上限額）が創設され、その額は 1,800 万円（成長投資枠ではその内 1,200 万円）とされています。
- ◆ 非課税保有限度額は「簿価（投資信託の取得価額）残高方式」で管理されます。
- ◆ 新しい NISA を利用して保有する公募株式投資信託を換金等した場合、翌年以降、年間投資枠の範囲内で換金した投資信託の簿価分の枠を再利用できます。

非課税保有限度額 1,800 万円

つみたて投資枠

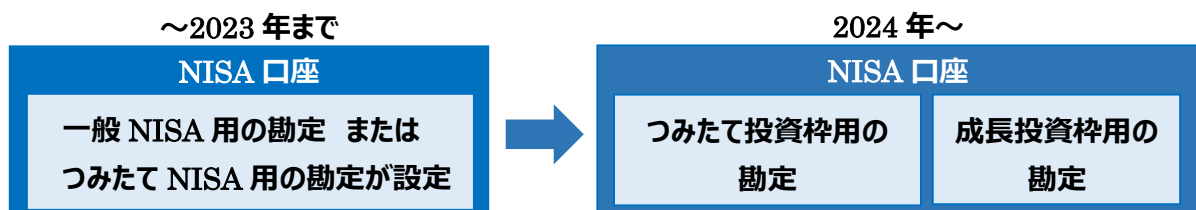
成長投資枠
(1,200 万円利用可能)

2. 従来 NISA の取扱いについて

- ◆ 2024 年以降、従来の NISA を利用した新規投資はできません。
- ◆ 2023 年までに従来の NISA を利用して購入した公募株式投資信託は、換金等しなければ、非課税保有期間（購入時から、つみたて NISA は最長 20 年間、一般 NISA は最長 5 年間）が終了するまで、その配当等や譲渡益は非課税となります。
- ◆ 従来の NISA を利用して保有する公募株式投資信託は、非課税保有期間が終了すると課税口座（特定口座が開設されていれば特定口座、開設されていない場合は一般口座）に移管されます。
- ◆ 従来の NISA 勘定から新しい NISA 勘定へ移管することはできません。

3. 新しい NISA の勘定は、自動設定

2023 年分の「一般 NISA 用の勘定」または「つみたて NISA 用の勘定」が設定されていた NISA 口座に、**2024 年年初につみたて投資枠用の「特定累積投資勘定」と成長投資枠用の「特定非課税管理勘定」が自動的に設定されます。**そのため、すでに NISA 口座を開設されていた方は、新たな手続きをしていただく必要はありません。



Q：2023 年中に NISA 口座を開設しても、2023 年中に公募株式投資信託を購入しなければ、2024 年以降、新しい NISA の投資勘定（特定累積投資勘定と特定非課税管理勘定）は自動的に設定されませんか？

A：いいえ。2023 年中に公募株式投資信託を購入しなくても、新しい NISA の投資勘定は自動的に設定されます。

Q：金融機関変更をする場合、どうすればいいですか？

A：その年の非課税投資枠を利用しているかどうかによって手続きの時期が異なります。



4. 2024 年からの新しい NISA の対象商品について

➤ つみたて投資枠

つみたて投資枠の対象商品は、従来のつみたて NISA と同様の商品です。資産形成に適した公募株式投資信託等が選定されています。

➤ 成長投資枠

成長投資枠の対象商品は、従来の一般 NISA の対象商品とは異なります。具体的には、以下のものが除かれます。

- 整理・監理銘柄に指定されている上場株式等
- 高レバレッジ型、信託期間が 20 年未満および毎月分配型の公募株式投資信託等

5. 一般 NISA を利用して非課税投資されていたお客様にご注意いただきたい事項

① 2023 年末以降に非課税保有期間が終了する公募株式投資信託等はロールオーバーできません。

これまで、非課税保有期間終了時には、課税口座（特定口座または一般口座）に移管するか、ロールオーバー（翌年分の非課税投資枠に移管）するか選択できましたが、2023 年末以降に非課税保有期間が終了する公募株式投資信託等はロールオーバーができず、課税口座へ移管されます。

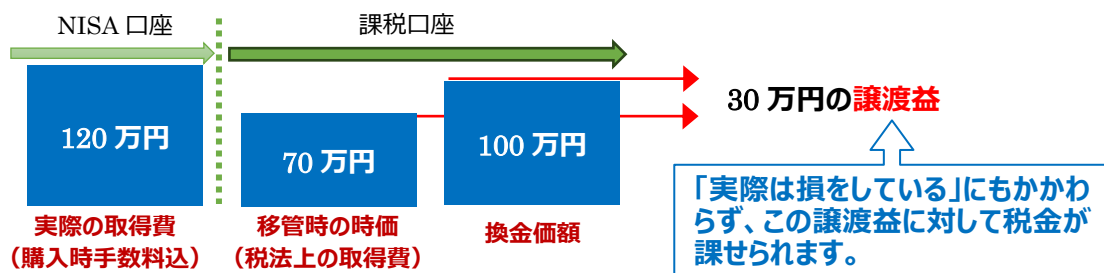
2023 年末以降に非課税保有期間
が終了する公募株式投資信託等



翌年分の非課税投資枠への
ロールオーバーは不可

② 課税口座（特定口座または一般口座）に移管した場合の取得費は移管時の時価です。

たとえば、実際の取得費が 120 万円で、課税口座への移管時の時価が 70 万円だとすると、税法上の取得費は 70 万円になります。そのため、その後、課税口座において 100 万円で換金した場合、実際は 20 万円の損失であるにもかかわらず、30 万円（＝100 万円－70 万円）の譲渡益が発生したとみなされ課税対象となります。



③ これまで対象商品であった一部の公募株式投資信託が成長投資枠の対象外となります。

2024 年以降、高レバレッジ型、信託期間が 20 年未満および毎月分配型の公募株式投資信託は、成長投資枠の対象外になります。

ただし、従来の NISA で保有していたこれらの公募株式投資信託は、非課税保有期間が終了するまで非課税で保有し続けることができます。

➤ 毎月分配型投資信託は、つみたて投資枠だけでなく、成長投資枠でも購入することができなくなります。

④一般 NISA を利用して積立投資を行っていた場合

積立契約している公募株式投資信託が 2024 年から成長投資枠の対象外となる場合、その積立契約は課税口座で継続され（課税口座での積立を停止する場合、営業店へお申し出ください）、成長投資枠の対象商品である場合、その積立契約は成長投資枠で継続されます（積立金額の増額や積立の停止をする場合は、営業店へお申し出ください）。



2024 年から、つみたて投資枠と併用できますので、2023 年以前から、一般 NISA を利用し積立を行っているファンドとその費用を、つみたて投資枠の対象ファンドと比較し、見直すことも考えられます。一般に、つみたて投資枠の対象ファンドの費用は低く設定されています。

6. つみたて NISA で非課税投資されていたお客様にご注意いただきたい事項

従来につみたて NISA をご契約のお客様は、特定非課税累積投資契約（つみたて投資枠を利用した積立契約）の締結を前提に、2024 年以降もつみたて投資枠を利用した同じ内容の積立が継続されています（積立金額の増額や積立の停止をする場合は、営業店へお申し出ください）。

7. 分配金再投資を選択されているお客様にご注意いただきたい事項

当信用組合では、従来的一般 NISA、つみたて NISA で分配金を再投資されている場合は、2024 年以降が受渡日となる再投資から課税口座（特定口座、一般口座）での買付となります。

※当信用組合以外では取扱いが異なる場合がございます。

8. その他、NISA 制度全般に係る留意事項

- ◆ 金融機関変更等をした場合を除き、1 人 1 口座しか開設できません。
- ◆ 同一年に複数の金融機関の NISA 口座を利用して新規の非課税投資をすることはできません。
- ◆ 各金融機関で購入可能な金融商品は異なります。
- ◆ ある金融機関の NISA 口座で保有している上場株式・投資信託等を他の金融機関の NISA 口座に移管することはできません。
- ◆ NISA 口座での損失は、税務上なかったものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式・投資信託等の譲渡益や配当等と損益の通算はできません。また、当該損失の繰越控除もできません。
- ◆ 分配金を NISA 口座で再投資する場合、再投資分の年間投資枠を使用することになります。
- ◆ 年間投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。



- ・上記記載内容は、2023 年 7 月末現在の情報にもとづいて作成しております。
- ・当ご案内は、新しい NISA に関する情報提供等を目的として当信用組合が作成したものであり、特定の商品の売買の勧誘を目的としたものではありません。

お問合せ先

銚子商工信用組合

登録金融機関番号：関東財務局長（登金）第 289 号

本店所在地：〒288-0043 千葉県銚子市東芝町 1-19

加入金融商品取引業協会：ありません

当信用組合への連絡方法：0479-22-5335